平成27年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成27年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成27年３月31日　　財務大臣　麻生　太郎

平成27年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別		生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量 (A)		180	(765) 1,827	5,551	7,559
期首在庫 (B)		47	172	1,099	1,318
供給見込数量 (C)		185	1,848	5,569	7,602
	うち国内産	137	812	—	949
	外国産	48	1,036	(152) 5,569	6,653
計 (D)＝(B)＋(C)		232	2,021	6,668	8,920
期末在庫 (D)－(A)		52	194	1,116	1,361

(注)

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。

○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。

○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。

○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。

○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。

２．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの平成27年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。

３．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定及び公表について

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第６条第１項及び沿岸漁場整備開発法施行令（昭和51年政令第51号）第１条の規定により、平成33年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を平成27年３月31日に定めたので、同法第６条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月31日　　農林水産大臣　林　　芳正

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

（沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第６条第１項の規定により、平成27年度から平成33年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。）

栽培漁業の発展の礎となった社団法人「瀬戸内海栽培漁業協会」が昭和38年に設立されてから、およそ半世紀が経過した。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。

水産基本計画（平成24年３月23日閣議決定）においては、我が国周辺の「身近な自然の恵み」が十分に活用されるようにしていくために、平成23年度に導入された資源管理指針と資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の下で資源管理やつくり育てる漁業に取り組み、長期的な漁獲の安定と増大を図るべきことが定められた。

栽培漁業に関しては、⑴種苗放流尾数が減少傾向にある広域種について、関係都道府県の連携による放流推進を図るための海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）における連携調整の推進、⑵成長した放流種苗を全て漁獲するのではなく、親魚を獲り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組の推進、⑶集中的な放流、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な放流事業の実施について定められたところであり、このような水産基本計画の規定及び現行の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の下、栽培漁業に関する施策を実施することとされている。

現状では、放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。資源状況が低位で減少傾向にあるトラフグについては、平成26年３月に水産庁内に設置した有識者からなる資源管理のあり方に関する検討会において、種苗放流と資源管理の一層の連携の必要性が指摘されている。また、広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にあり、資源状況が安定しているため放流尾数を減少させているケース、放流尾数は減少しているものの種苗を大型化すること等により放流効果を確保しているケース、都道府県の財政状況の悪化や燃油高騰等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流の経費の確保が困難となっているケースが混在している。

このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成22年度に全国を６つの海域に分け、海域協議会が設立された。海域協議会で海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めているところである。

資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか、種苗放流によって遺伝的多様性が損なわれていないか等について科学的に検証を行いながら、資源造成型栽培漁業を一層推進することが重要と考えられる。

また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力は震災前の水準までは回復していない。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。